

社会福祉法人胎内市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償に関する規程

制定 平成17年9月1日

改正 平成18年9月28日 平成22年4月1日

改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人胎内市社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、役員、評議員及び各種委員会等の構成員に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員、評議員及び各種委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の金額は、別表第1のとおりとする。

2 役員等が、その職務を遂行するため旅行するときは、社会福祉法人胎内市社会福祉協議会職員旅費支給規程の例による。

ただし、日当については、別表第2に掲げる額とする。

3 会長及び常務理事に通勤手当を支給する。通勤手当の額は胎内市社会福祉協議会職員給与規程による。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月25日)

この規程は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	報 酬 額 (月額)	費用弁償 (1日につき)
会 長	30,000円 (非常勤)	—
常 務 理 事	200,000円 (常勤)	—
理 事 会	—	4,000円
評 議 員 会	—	4,000円
監 事 会	—	4,000円
各種委員会等	—	2,000円

別表第2（第2条関係）

区 分	日当 (1日につき)	
	県 内	県 外
金 額	1,500円	2,200円

備考

県外日帰旅行の場合は、日当に次の額を加算する。

- ア 往復400キロメートルを超えるとき。 2,000円
- イ ア以外のとき。 1,000円